

11月末現在で、申請棟数の878棟に対して、506棟が発注済みで、うち71棟が完了しています。今後も着実に進めていきますが、順番をお待ちいただく状況です。

家屋の中の荷物など、生活ごみは家屋所有者の負担での処分となります。残っていると、解体処理がどんどん遅れてしまいます。解体前に責任をもって片付けておくなどのご協力をお願いします。



また、解体で発生した木材やガレキ、瓦などについては、仮置き場で受け入れを行っています。搬入にあたっては許可証の手続きが必要で、仮置き場になる場所は随時変更となる場合があります。【問い合わせ】役場 環境保全課 ☎096-293-3113

仮設住宅・みなし仮設住宅について

居住していた住宅に甚大な被害を受けた人を対象に、町内に仮設住宅を建設しています。

立石仮設住宅	大字大津1564番地1	8戸
町営グラウンド横仮設住宅	大字大津1943番地1	8戸
室仮設住宅	大字室1928番地	33戸
南出口仮設住宅	大字室1263番地	21戸
引水仮設住宅	大字引水131番地1	7戸
室東仮設住宅	大字室2042番地5	14戸

全91戸で、73世帯181人が入居中です（11月末時点）。まだ若干の空きがあります。また、一定要件を満たす民間賃貸住宅（アパートなど）についても、みなし仮設住宅として家賃を公費で負担する制度もあり、11月末時点で205世帯510人が入居中です。入居期間は2年間で、家賃の上限や自己負担などもありますので、半壊以上の判定を受けた人で入居希望の場合はお問い合わせください。【問い合わせ】役場 住民課 ☎096-293-3112

被災者生活再建支援金について

居住していた住宅の被害が、全壊や大規模半壊の判定を受けた人、またはやむを得ない理由により解体せざるを得ない半壊以上の判定を受けた人を対象に、生活を再建するための支援金が次のとおり支給されます。

（基礎支援金）り災区分に応じて支給されます。

り災区分	複数世帯	単数世帯	必要書類等
全壊	100万円	75万円	り災証明書（原本）・通帳 ※解体の場合は、解体証明書（原本）または滅失登記簿（原本）必要
大規模半壊	50万円	37.5万円	
解体	100万円	75万円	

（加算支援金）再建方法に応じて支給されます。

再建方法	複数世帯	単数世帯	必要書類等
建設・購入	200万円	150万円	契約書の写し ← 公営住宅は除きます
補修	100万円	75万円	
賃貸住宅	50万円	37.5万円	